四半期報告書

（第169期第１四半期）

自　平成24年４月１日
至　平成24年６月30日

株式会社日清製粉グループ本社

(E00346)

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 1
　第２　事業の状況 …… 2
　　１　事業等のリスク …… 2
　　２　経営上の重要な契約等 …… 2
　　３　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 2
　第３　提出会社の状況 …… 7
　　１　株式等の状況 …… 7
　　２　役員の状況 …… 9
　第４　経理の状況 …… 10
　　１　四半期連結財務諸表 …… 11
　　２　その他 …… 19
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 20

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年８月13日
【四半期会計期間】	第169期第１四半期（自　平成24年４月１日　至　平成24年６月30日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　大　枝　宏　之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	常務取締役　経理・財務本部長 経理・財務本部経理部長　　中　川　雅　夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	常務取締役　経理・財務本部長 経理・財務本部経理部長　　中　川　雅　夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第168期 第１四半期連結 累計期間	第169期 第１四半期連結 累計期間	第168期
会計期間		自　平成23年 ４月１日 至　平成23年 ６月30日	自　平成24年 ４月１日 至　平成24年 ６月30日	自　平成23年 ４月１日 至　平成24年 ３月31日
売上高	（百万円）	108,570	110,750	441,963
経常利益	（百万円）	7,824	6,279	26,132
四半期（当期）純利益	（百万円）	4,552	3,871	13,326
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	4,666	1,191	17,962
純資産額	（百万円）	288,026	297,132	298,798
総資産額	（百万円）	394,061	420,355	431,956
１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	18.32	15.58	53.63
潜在株式調整後１株当たり 四半期（当期）純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（％）	71.2	68.9	67.5

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第１四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成24年８月13日)現在において当社が判断したものであります。

（１）業績の状況（経営成績）及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第１四半期につきましては、東日本大震災後の復興需要並びに政策効果等により景気は緩やかに回復しつつあるものの、デフレ環境の継続や欧州経済への懸念を背景に消費者の節約志向が継続する厳しい環境となりましたが、食品事業において消費者キャンペーンを展開する等積極的な販促活動による出荷拡大施策を実行するとともにグループを挙げたコスト削減に取り組みました。また、本年５月に福岡市の臨海地区において最新鋭の製粉工場の建設に着手するなど将来に向けたコスト競争力の強化に取り組んでおります。そのような中、本年４月に輸入小麦の政府売渡価格が５銘柄平均で15%引き下げられましたが、当社はそれを受け、本年７月10日に業務用小麦粉価格の改定を実施いたしました。

また、本年４月に長期的な成長を実現するため、トップライン（売上高）の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とする中期経営計画「ＮＮＩ－１２０、スピードと成長、拡大」をスタートいたしました。

この結果、第１四半期の業績は、売上高は1,107億50百万円（前年同期比102.0%）となりました。利益面では、食品事業において積極的に拡販費用を投入したこと、また、前年同期は東日本大震災後の需要の高まりなどから出荷が高水準であったこともあり、営業利益は51億56百万円（前年同期比75.9%）、経常利益は62億79百万円（前年同期比80.3%）、四半期純利益は38億71百万円（前年同期比85.0%）と前年を下回りましたが、当初見通しに沿った進捗となりました。

①セグメント別の売上高・営業利益概況

（製粉事業）

製粉事業につきましては、お客様との関係強化に注力するなど積極的な販売促進活動に努めましたが、小麦粉価格改定に伴う需要の変動、及び前年の東日本大震災による需要増の影響もあり、業務用小麦粉の出荷は前年を下回りました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取組みを推進しました。また、国内製粉会社では初めて本社と国内全製粉工場一体で「（※）ＦＳＳＣ２２０００」の認証を取得するなど、食品安全への取組みを積極的に推進しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外事業におきましては、お客様との関係強化や積極的な拡販施策に努めました。また、本年３月に買収したMiller Milling Company, LLCにつきましても設備の増能力に着手するなど事業規模の拡大に向け取り組んでおります。

この結果、製粉事業の売上高は434億28百万円（前年同期比103.2%）、営業利益は21億５百万円（前年同期比89.2%）となりました。

※ＦＳＳＣ２２０００（Food Safety System Certification 22000）
国際的な食品安全マネジメントシステムであり、世界的な流通及びサプライヤーの組織であるＧＦＳＩ（国際食品安全イニシアティブ）が承認している規格。

（食品事業）

加工食品事業につきましては、消費者の皆様の多様化するニーズにお応えした新製品の市場投入や、消費者キャンペーン「～小麦の力で、日本を元気に！～『Ｉ　ＬＯＶＥ　ニッポン』キャンペーン」を実施する等販売促進活動を推進しましたが、個人消費の低迷や消費者の節約志向の継続など市場環境は厳しく、また、前年度は東日本大震災後の需要の高まりなどから出荷が高水準だったこともあり、売上げは前年を下回りました。中食・惣菜事業につきましては、売上げ拡大に向けた取組みを推進した結果、売上げは前年を上回りました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めたことにより、

売上げは前年を上回りました。
酵母・バイオ事業の酵母事業は、フラワーペースト、パン品質改良剤等の低調を、総菜等の伸長でカバーし、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は、培地、補酵素等が好調で売上げは前年を上回りました。
健康食品事業につきましては、通信販売ルートにおいて消費者向け新製品を発売する等、積極的な販売促進活動を推進しましたが、市場環境は引き続き厳しく、売上げは前年を下回りました。
この結果、食品事業の売上高は582億４百万円（前年同期比100.2%）、営業利益は24億60百万円（前年同期比63.3%）となりました。

（その他事業）
ペットフード事業につきましては、市場環境が厳しい中、「ジェーピースタイル」等プレミアムペットフードの順調な販売や積極的な拡販費用の投入により、売上げは前年を上回りました。
エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングが好調で、売上げは前年を上回りました。
メッシュクロス事業につきましては、自動車部品業界の復調を受けた化成品の伸長により、売上げは前年を上回りました。
この結果、その他事業の売上高は91億17百万円（前年同期比108.7%）となりましたが、営業利益は５億54百万円（前年同期比90.2%）となりました。

②経常利益・四半期純利益の状況
（経常利益）
金融収支尻は７億91百万円(益)で、前第１四半期連結累計期間に比べ62百万円増加しました。持分法による投資利益は２億14百万円で、前第１四半期連結累計期間に比べ68百万円増加しました。これは主に配合飼料関連会社の利益が増加したことによります。その他雑損益合計は１億17百万円(益)で、前第１四半期連結累計期間に比べ40百万円減少しました。これは主に為替差損の増加によるものです。
以上の結果、営業外損益合計では11億23百万円(益)となり、前第１四半期連結累計期間に比べ90百万円増加し、経常利益は前第１四半期連結累計期間に比べ、15億45百万円（19.7%）減の62億79百万円となりました。

（四半期純利益）
特別利益は１億46百万円、特別損失は１億28百万円で差引特別損益は17百万円(益)となり、税金等調整前四半期純利益は、前第１四半期連結累計期間に比べ15億７百万円減の62億96百万円となりました。特別利益のうち主なものは固定資産売却益95百万円であり、特別損失のうち主なものは固定資産除却損１億22百万円であります。
税金等調整前四半期純利益から、法人税等22億85百万円、少数株主利益１億39百万円を差し引き、四半期純利益は38億71百万円と、前第１四半期連結累計期間に比べ６億80百万円（15.0%）減となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析
当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題
前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第１四半期連結累計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下のとおりです。
なお、当四半期報告書提出日（平成24年８月13日）現在までの状況も含めて記載しております。

１）各事業の経営戦略
日清フーズ㈱及び日清製粉㈱は、共同新設分割の方法により業務用プレミックス新会社、日清製粉プレミックス㈱を平成24年10月１日を目途に設立することといたしました。業務用プレミックス事業は、国内市場に加え、中国及び東南アジアを始めとする海外市場において、食の多様化を背景に、今後、大きな成長が期待されています。日清フーズ㈱と日清製粉㈱に分かれていた業務用プレミックスに関するグループの技術、ノウハウ及び人材を新会社に結集し、国内外においてスピード感をもって事業拡大を図ってまいります。
健康食品事業において、日清ファルマ㈱とAmarin Corporation plc（本社：アイルランド、以下「アマリン社」）が協力して開発を進めてきた高トリグリセリド血症治療薬について、アマリン社が米国FDA（U.S. Food and Drug Administration)から米国での販売承認を取得いたしました。今後、日清ファルマ㈱はアマリン社に高純度で高品質の原薬エイコサペンタエン酸のエチルエステルを継続供給することになり、多くの患者の治療に貢献するとともに事業拡大を図ってまいります。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成24年６月27日開催の第168回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

１）取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権（下記６）の無償割当等を行わない旨の取締役会決議（「確認決議」）を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20％以上となる当社の株券等の買付行為（これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。）又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20％以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与えうる影響その他下記４）ア）ないしキ）記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

２）取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。

３）企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議（「勧告決議」）を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。）とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

４）企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないもの

とし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

ア）下記のいずれの類型にも該当しないこと

(a)株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

(b)当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為

(c)当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d)当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為

(e)その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

イ）当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

ウ）当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

エ）当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手続に即した真摯な対応がなされていること

オ）当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること

カ）当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

キ）その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

5）取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

6）特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の３営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

7）本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式１株につき本新株予約権１個の割合で割り当てることとし、本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、２株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

8）本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④　取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1）本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成24年６月27日開催の第168回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。

2）当社取締役の任期は１年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、１回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。

3）本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。

4）上記③4）ア）ないしキ）記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

5）本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。

6）株主総会の承認決議の有効期間を、決議から３年に設定しております。３年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

7）本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年５月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

（4）研究開発活動

当第１四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、15億４百万円であります。

（5）経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。

（6）経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)（平成24年６月30日）	提出日現在発行数(株)（平成24年８月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	251,535,448	251,535,448	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
計	251,535,448	251,535,448	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成24年６月30日	―	251,535	―	17,117	―	9,500

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成24年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,995,000	―	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
	(相互保有株式) 普通株式　327,000	―	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,787,000	493,574	同上
単元未満株式	普通株式1,426,448	―	―
発行済株式総数	251,535,448	―	―
総株主の議決権	―	493,574	―

（注）１　「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び７株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が４個含まれております。

２　「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社　　440株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社　　129株

②【自己株式等】

平成24年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
自己株式					
株式会社日清製粉グループ本社	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地	2,995,000	－	2,995,000	1.19
相互保有株式					
石川株式会社	神戸市兵庫区島上町一丁目２番10号	139,500	－	139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭２番８	103,000	－	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	－	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原一丁目19番17号	5,500	－	5,500	0.00
計	―	3,322,000	－	3,322,000	1.32

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間（平成24年４月１日から平成24年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成24年４月１日から平成24年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成24年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （平成24年６月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	59,020	38,025
受取手形及び売掛金	※2 65,015	※2 63,806
有価証券	16,141	36,353
たな卸資産	62,283	53,455
その他	11,164	15,577
貸倒引当金	△194	△187
流動資産合計	213,431	207,031
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	45,329	45,619
機械装置及び運搬具（純額）	28,816	29,527
土地	35,704	35,501
その他（純額）	5,519	5,478
有形固定資産合計	115,370	116,126
無形固定資産		
のれん	9,044	9,020
その他	3,754	3,776
無形固定資産合計	12,798	12,797
投資その他の資産		
投資有価証券	80,378	74,410
その他	10,138	10,151
貸倒引当金	△161	△161
投資その他の資産合計	90,355	84,400
固定資産合計	218,525	213,323
資産合計	431,956	420,355

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成24年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （平成24年６月30日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 50,003	※2 41,576
短期借入金	5,813	5,020
未払法人税等	5,442	2,576
引当金	243	69
未払費用	15,692	12,399
その他	15,092	22,792
流動負債合計	92,287	84,434
固定負債		
長期借入金	2,117	2,067
引当金		
退職給付引当金	18,420	18,452
その他の引当金	1,823	1,631
引当金計	20,244	20,083
繰延税金負債	11,814	9,937
その他	6,693	6,700
固定負債合計	40,869	38,788
負債合計	133,157	123,223
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,453	9,454
利益剰余金	247,736	249,122
自己株式	△3,186	△3,187
株主資本合計	271,120	272,506
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,776	19,002
繰延ヘッジ損益	170	△23
為替換算調整勘定	△2,677	△1,849
その他の包括利益累計額合計	20,269	17,128
新株予約権	188	201
少数株主持分	7,220	7,295
純資産合計	298,798	297,132
負債純資産合計	431,956	420,355

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）
売上高	108,570	110,750
売上原価	73,908	76,706
売上総利益	34,661	34,043
販売費及び一般管理費	27,869	28,887
営業利益	6,791	5,156
営業外収益		
受取利息	52	42
受取配当金	697	765
持分法による投資利益	145	214
その他	232	213
営業外収益合計	1,127	1,235
営業外費用		
支払利息	20	16
為替差損	43	67
その他	30	28
営業外費用合計	94	112
経常利益	7,824	6,279
特別利益		
固定資産売却益	70	95
投資有価証券売却益	－	39
その他	－	11
特別利益合計	70	146
特別損失		
固定資産除却損	43	122
投資有価証券評価損	43	－
その他	2	6
特別損失合計	89	128
税金等調整前四半期純利益	7,804	6,296
法人税等	3,022	2,285
少数株主損益調整前四半期純利益	4,782	4,011
少数株主利益	230	139
四半期純利益	4,552	3,871

【四半期連結包括利益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）
少数株主損益調整前四半期純利益	4,782	4,011
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△408	△3,763
繰延ヘッジ損益	△76	△152
為替換算調整勘定	426	1,080
持分法適用会社に対する持分相当額	△57	16
その他の包括利益合計	△116	△2,819
四半期包括利益	4,666	1,191
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,362	730
少数株主に係る四半期包括利益	303	461

【会計方針の変更等】

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第１四半期連結会計期間より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

（税金費用の計算）

税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

１　保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 （平成24年３月31日）		当第１四半期連結会計期間 （平成24年６月30日）	
（従業員住宅ローン）	83百万円	（従業員住宅ローン）	71百万円
（取引先関係）		（取引先関係）	
日本バイオ㈱	122	日本バイオ㈱	122
計	206		193

２　四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当第１四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。

	前連結会計年度 （平成24年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （平成24年6月30日）
受取手形	379百万円	430百万円
支払手形	0	3

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）
減価償却費	3,199百万円	3,081百万円
のれんの償却額	6	6

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年６月30日）

１．配当に関する事項

（配当金支払額）

平成23年６月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	2,485百万円
②	１株当たり配当額	10円
③	基準日	平成23年３月31日
④	効力発生日	平成23年６月29日
⑤	配当の原資	利益剰余金

２．株主資本の金額の著しい変動

当第１四半期連結累計期間における剰余金の配当については「１．配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年６月30日）

１．配当に関する事項

（配当金支払額）

平成24年６月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	2,485百万円
②	１株当たり配当額	10円
③	基準日	平成24年３月31日
④	効力発生日	平成24年６月28日
⑤	配当の原資	利益剰余金

２．株主資本の金額の著しい変動

当第１四半期連結累計期間における剰余金の配当については「１．配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年６月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額（注３）
	製粉	食品	計				
売　上　高							
外部顧客への売上高	42,080	58,101	100,181	8,388	108,570	－	108,570
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,264	114	5,378	622	6,000	△6,000	－
計	47,344	58,216	105,560	9,010	114,571	△6,000	108,570
セグメント利益	2,361	3,886	6,248	614	6,863	△71	6,791

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

２　セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

３　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年６月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額（注３）
	製粉	食品	計				
売　上　高							
外部顧客への売上高	43,428	58,204	101,632	9,117	110,750	－	110,750
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,708	112	4,820	887	5,708	△5,708	－
計	48,136	58,316	106,453	10,004	116,458	△5,708	110,750
セグメント利益	2,105	2,460	4,566	554	5,121	35	5,156

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

２　セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

３　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）
(1) １株当たり四半期純利益	18円32銭	15円58銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益（百万円）	4,552	3,871
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	4,552	3,871
普通株式の期中平均株式数（株）	248,491,842	248,472,679
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益	－	－
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（株）	－	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（注）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年８月13日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長　大　枝　宏　之　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星　野　正　司　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會　田　将　之　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　本　知　香　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成24年４月１日から平成24年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成24年４月１日から平成24年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成24年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。